

山梨県公報

号外第八号

令和七年

三月十三日

木 曜 日

目 次

規 則

- 山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則及び山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県私立学校法等施行細則及び山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………一一

規 則

山梨県規則第二号

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例施行規則（令和六年山梨県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条第一項中「午後四時」を「午後二時」に改め、同条第二項中「富士山吉田口県有登下山道（以下「登下山道」という。）」を「登下山道」に改め、「（山梨県登山の安全の確保に関する条例（平成二十九年山梨県条例第三十号）第二条各号に掲げる者を除く。次条第二項において同じ。）」を削り、「午後四時」を「午後二時」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。
（利用の制限）

第四条

服装、装備品その他の事情に照らし、富士山吉田口県有登下山道（以下「登下山道」という。）を利用しようとする者（山梨県登山の安全の確保に関する条例（平成二十九年山梨県条例第三十号）第二条各号に掲げる者を除く。次条第二項及び第六条第二項において同じ。）の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められるときは、条例第十条（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

第四号様式中「（~~第10条第10号~~）」を「（~~第10条第10号~~）」に改める。
第五号様式中「（~~第10条第10号~~）」を「（~~第10条第10号~~）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三号

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則及び山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則及び山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

（山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年山梨県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を削り、同条第二項中「別表第一の二の項」を「別表第一の一の項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「別表第一の三の項」を「別表第一の二の項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「別表第一の四の項」を「別表第一の三の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「別表第一の五の項」を「別表第一の四の項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「別表第一の六の項」を「別表第一の五の項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「別表第一の七の項」を「別表第一の六の項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「別表第一の八の項」を「別表第一の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「別表第一の九の項」を「別表第一の八の項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「別表第一の十の項」を「別表第一の九の項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「別表第一の十一の項」を「別表第一の十の項」に改め、同項を同条第十項とする。

第四条第一項中「とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護（以下この項及び第六項において「外国人生活保護」という。）の実施に関する事務

第四条第一項第二号中「事務 要保護者等に係る前号に掲げる情報」を「事務」に改め、同項第三号から第六号までの規定中「事務 要保護者等に係る第一号に掲げる情報」を「事務」に改め、同条第二項第一号中「生活保護実施関係情報」を「生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報」に改め、同条第六項第一号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加え、同項第五十四号中「第十七条第一項」を「（昭和三十一年法律第百二十九号）第十七条第一項」に改め、同項第五十五号中「第十四条第一項及び」を「（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び」に、「平成十九年改正法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百一十七号。次号において「平成十九年改正法」という。）」に、「並びに平成二十五年改正法」を「並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六十号。以下この号から第六十号までにおいて「平成二十五年改正法」という。）」に、「された旧法」を「された平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号から第六十号までにおいて「旧法」という。）」に改め、同項第五十六号中「第十四条第四項並びに」を「第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。次号から第六十号までにおいて同じ。）並びに」に改め、同項第六十一号中「第六条」を「（平成十七年法律第百二十三号）第六条」に改め、同項第七十三号中「第六条第一項」を「（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項」に改める。

第五条第一項を削り、同条第二項中「別表第三の二の項」を「別表第三の一の項」に、「同表二の項」を「同表一の項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「別表第三の三の項」を「別表第三の二の項」に、「同表三の項」を「同表二の項」に改め、同項を同条第二項とする。

（山梨県住民基本台帳法施行細則の一部改正）

第二条 山梨県住民基本台帳法施行細則（平成十四年山梨県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項中「別表第一第十六号」を「別

表第一第十四号」に改め、同項を同条第十四項とする。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 山梨県個人番号の利用等に関する条例及び山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第四号）附則第一号に掲げる規定の施行の日

二 第二条の規定 公布の日

山梨県規則第四号

山梨県私立学校法等施行細則及び山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県私立学校法等施行細則及び山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則（山梨県私立学校法等施行細則の一部改正）

第一条 山梨県私立学校法等施行細則（昭和四十八年山梨県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「、役員の名簿及び履歴書並びに役員が私立学校法第三十八条第八項において準用する学校教育法第九条各号に該当しない者であることを誓約する書面」を「並びに役員及び評議員（会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。）の名簿」に改め、同条第十二号中「の決議録」を「及び評議員会の意思の決定を証する書類」に改め、同条に次の一号を加える。

十三 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第四条中「の決議録」を「及び評議員会の意思の決定を証する書類」に改める。

第五条、第五条の二及び第五条の三中「及び第九号から第十一号まで」を「、第九号から第十一号まで及び第十三号」に、「の決議録」を「及び評議員会の意思の決定を証する書類」に改める。

第九条中「これを永久に」を「これらを同条第二項に規定する期間」に改める。

第十条第一項中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十一条第一項中「第十四条第一項に規定する書類」を「第十四条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書」に改める。

第十二条第一項中「第二条第四項において読み替えて適用される同条第二項第八号」を「第三条第五項第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第十二条第二項中「第四条第一項第二号及び第五条第一項第五号」を「第四十四条第一項第三号及び第四十七条第一項第六号」に改め、「の各号」を削り、同項第二号中「その他の参考となる書類」を「が分かる書類」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第十二条第三項中「第六条第一項第十号」を「第四十八条第一項第九号」に、「合併前の各学校法人の沿革その他の参考となる書類」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

一 合併前の各学校法人の沿革が分かる書類

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第十二条第四項中「第九条第六項において読み替えて適用される施行規則第四条第三項第三号」を「第五十七条第六項第四号」に、「第一項第一号及び第三号並びに第二項各号」を「次」改め、同項に次の各号を加える。

一 私立学校設置のための施設費及び設備費の財源調書（第八号様式）

二 生徒等納付金等調書（第十号様式）

三 寄附行為

四 当該学校法人の沿革が分かる書類

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第十三条中「第二条第四項、第四条第七項及び第十一項並びに第九条第六項」を「第三条第五項、第四十四条第六項及び第十項並びに第五十七条第六項」に、「の所轄に属する学校法人の設置する私立学校を開設しようとする年度又は設置している私立学校に課程を設置しようとする年度の前年度の八月三十一日とする」を「が別に定める」に改める。

第十五条第一号中「第二条第一項」を「第三条第五項」に改め、同条第二号中「第四条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第三号中「第五条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第四号中「第六条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第五号中「第九条第一項」を「第五十七条第一項」に改める。

第十六条第二項中「第四条の第三第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第一号中「第一条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第二号中「第一条第二項」を「第六条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

私立学校法に規定する次の各号に掲げる届出については、当該各号に定める届出書によるものとする。

一 私立学校法第百九条第五項の規定による届出 解散届出書（第二十四号様式の

二)

二 私立学校法第百十五条の規定による届出 清算人届出書（第二十四号様式の三）

三 私立学校法第百二十二条の規定による届出 清算終了届出書（第二十四号様式の四）

第十八条中「及び第九号から第十一号まで」を「、第九号から第十一号まで及び第十三号」に、「の決議録」を「及び評議員会の意思の決定を証する書類」に改める。第十九条中「の決議録」を「及び評議員会の意思の決定を証する書類」に改める。第二十条中「及び第九号から第十一号まで」を「、第九号から第十一号まで及び第十三号」に、「の決議録」を「及び評議員会の意思の決定を証する書類」に改める。第一号様式中「、役員の名簿及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」を「並びに役員及び評議員（会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。）

の名簿」及び「12 私立学校の設置に係る理事会の決議録」及び「13 その他知事が必

要と認める書類」に定める。

第三号様式注2中「共用する場合は「備考」の欄に共用する相手方」を「「備考」の欄には共用する相手方及び自己所有又は借用の別（借用の場合にあつては、その相手方を含む。）」に定める。

第四号様式注1中「各棟」や「棟」に定める「図様式注2中「各教室等」や「教室等」に改め、同様式注に定めるように加える。

3 「備考」の欄には共用する相手方及び自己所有又は借用の別（借用の場合にあつては、その相手方を含む。）を記入すること。

第六号様式中「第4条」や「第4条第1項」及び「の決議録」や「及び評議員会の意思の決定を証する書類」に定める。

第七号様式中「、役員の名簿及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」や「並びに役員及び評議員（会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。）の名簿」に、「11 設置者変更に係るそれぞれの学校法人又は社会福祉法人の理事会

の決議録」や「11 設置者変更に係るそれぞれの学校法人又は社会福祉法人の理事会の決議録」や「12 その他知事が必要と認める書類

及び評議員会の意思の決定を証する書類
」
」

「第4条の2」や「第5条第3項」及び「通信教育について協力する高等学校」や「通信教育連携協力施設」及び「役員の名簿及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」や「並びに役員及び評議員（会計監査人を置く場合にあっては、会計監査人を含む。）の名簿」及び「11 学則変更に係る理事会の決議書」や「11 学則変更に係る理事会及び評議員会の意思の決定を証する書類」
12 その他知事が必要と認める書類

「第4条の2」や「第5条第3項」及び「役員の名簿及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」や「並びに役員及び評議員（会計監査人を置く場合にあっては、会計監査人を含む。）の名簿」及び「11 定員変更に係る理事会の決議書」
11 定員変更に係る理事会及び評議員会の意思の決定を証する書類
12 その他知事が必要と認める書類

「第5条」や「第5条第2項」及び「の決議書」や「及び評議員会の意思の決定を証する書類」

「3 理事会及び評議員会の意思の決定
4 校地（校舎）の変更前及び変更後を証する書類」
の概要が分かる書類

「の決議書」や「及び評議員会の意思の決定を証する書類」
「第23条」や「第23条」及び「第2条」や「第3条」及び「役員の名簿、就任承諾書及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」や「役員及

び評議員（会計監査人を置く場合にあっては、会計監査人を含む。）の名簿」及び「設立者の履歴書及び設立者が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」や「設立代表者の履歴書」及び「役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類」や「私立学校法施行規則第3条第1項第5号から第8号までに掲げる書類（同号に掲げる書類については、会計監査人を置く場合に限る。）」及び「15 生徒等納付金等調書」
16 その他知事が必要と認める書類

「第45条第1項」や「第108条第3項」及び「第4条第1項」や「第44条（第6項・第9項・第10項・第11項）」及び「第42条に規定する手続」や「第108条第1項及び第2項に規定する手続（同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等（同法第150条の軽微な変更として文部科学省令で定めるもの以外の寄附行為の変更の認可を受けようとするものに限る。）にあっては、評議員会の決議）」及び「第4条第7項に規定する」や「第44条第6項に掲げる」及び「第4条第10項に規定する」や「第44条第9項に掲げる」及び「第4条第11項」や「第44条第10項」及び「第4条第12項に規定する」や「第44条第11項に掲げる」
7 その他知事が必要と認める書類

「第50条第2項」や「第109条第3項」及び「第5条」や「第47条」及び「第50条第1項第1号に規定する手続（私立学校法第42条第1項に規定する手続を含む。）又は寄附行為所定の手続（私立学校法第42条に規定する手続）や「第109条第1項第1号に該当する場合にあっては寄附行為所定の手続（同号に規定する手続及び同条第2項に規定する手続（同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等にあっては、評議員会の決議）」及び「6 当該学校法人の沿革その他の参考となる書類」
7 その他知事が必要と認める書類

「第52条第2項」や「第126条第3項」及び「第6条」や「第48条」及び「第52条第1項の手続（私立学校法第42条に規定する）」や「第126条第1項及び第2項に規定する手続（同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもって定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等にあつては、評議員会の決議）（その他寄附行為をもって定める手続がある場合は、当該）」 「第55条」や「第129条」及び「役員の名簿、就任承諾書（合併後存続する学校法人については引き続き役員たる者の就任承諾書を除く。）及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」や「役員及び評議員（会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。）の名簿」及び「役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類」や「私立学校法施行規則第48条第1項第5号ロからホまでに掲げる書類」及び「14 合併前の各	学校法人（準学校法人）の沿革その他の参考となる書類」や 16 その他知事が必要と認める書類
学校法人の沿革その他の参考となる書類」や 14 合併前の各学校法人の沿革が分かる書類 15 その他知事が必要と認める書類	
「第64条第6項」や「第152条第7項」及び「第9条の」や「第57条の」及び「第42条に規定する手続」や「第108条第1項及び第2項（これらの規定を同法第152条第6項において準用する場合を含む。）」及び「第108条第2項（同法第152条第6項において準用する場合を含む。）に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもって定めた学校法人（同法第152条第6項において準用する場合は、準学校法人）及び大臣所轄学校法人等（同法第152条第6項において準用する場合は、同項において準用する同法第142条に規定する大臣所轄学校法人等）にあつては、評議員会の決議）」及び「役員の名簿、就任承諾書及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」や「役員及び評議員（会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。）の名簿」及び「役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類」や「私立学校法施行規則第3条第1項第5号から第8号までに掲げる書類（同号に掲げる書類については、会計監査人を置く学校法人又は準学校法人にならうとする場合に限る。）」及び「15 当該学	
「15 当該学校法人（準学	

年 月 日

山梨県知事 殿

清算人
住所
氏名

印

解散届出書

学校法人 を解散したので、私立学校法第109条第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 解散の事由

2 解散の時期

添付書類

1 登記事項証明書

2 清算人の履歴書及び身分証明書

年 月 日

山梨県知事 殿

清算人
住所
氏名
印

清算人届出書

学校法人 〃 の清算人に就職したので、私立学校法第115条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 清算人の履歴書及び身分証明書

年 月 日

山梨県知事 殿

清算人
住所
氏名

印

清算終了届出書

学校法人 は、 年 月 日解散し、 年 月 日清算
を結了したので、私立学校法第122条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 清算の内容が分かる書類
- 2 登記事項証明書

- 「 1 登記事項証明書
2 理事長及び寄附
（ 1 ） 役員の名
（ 2 ） 役員のう
（ 3 ） 寄附行為

行為で定めた代表権を有する理事の就任に係る場合にあつては次の書類
簿、就任承諾書及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する
ちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれてい
所定の手続（私立学校法第42条に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面 を 「 登記事項証
ないことを証する書類

明書」に定める。

第二十六号様式を次のように定める。

年 月 日

山梨県知事 殿

届出人

住所

氏名

印

学校法人理事等就（退）任届出書

このたび学校法人 〇〇の理事・監事・評議員・会計監査人に次のとおり変更がありましたので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により関係書類を添えてお届けいたします。

添付書類

- 1 理事、監事及び評議員（会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。）の名簿及び新旧対照表
- 2 理事、監事、評議員又は会計監査人の就任に係るものである場合
 - （1）私立学校法第3条第1項第5号から第8号までに掲げる書類
 - （2）理事が私立学校法第31条第2項（同法第152条第6項において準用する場合を含む。）に該当しない者であることを証する書類
 - （3）理事のうちに、私立学校法第31条第4項第2号（同法第152条第6項において準用する場合を含む。）に掲げる者が1人以上（大臣所轄学校法人等（同法第152条第6項において準用する場合にあつては、同項において準用する同法第143条に規定する大臣所轄学校法人等）にあつては、2人以上）含まれていることを証する書類
 - （4）評議員が私立学校法第62条第2項（同法第152条第6項において準用する場合を含む。）に該当しない者であることを証する書類
 - （5）理事又は理事会が選任した評議員の数が評議員の総数の2分の1を超えていないことを証する書類
 - （6）理事、監事又は評議員の就任に係る届出にあつては、寄附行為所定の手続（私立学校法第30条第2項（同法第152条第6項において準用する場合を含む。）に規定する手続（同法第30条第2項の手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもって定めた学校法人（同法第152条第6項において準用する場合にあつては、準学校法人）にあつては、評議員会の決議）を含む。）を経たことを証する書類
 - （7）会計監査人の就任に係る届出にあつては、評議員会の決議を経たことを証する書類

第三十六号令第廿「第45条第2項」や「第108条第5項」及び「第4条の3第2項」や「第46条第2項」及び「第42条に規定する手続」や「第108条第1項及び第2項に規定する手続（同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもって定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等（同法第150条の軽微な変更として文部科学省令で定めるもの以外の寄附行為の変更の認可を受けようとするものに限る。）にあつては、評議員会の決議）」に改める。

第三十七号令第廿「第187条」や「第187条第1項において準用する同令第3条」及び「、役員の名簿及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」や「並びに役員及び評議員（会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。）の名簿

」及び「11 課程設置に係る理事会の決議録」や「11 課程設置に係る理事会及び評議員会の意思の決定を証する書類」に改める。

第三十八号令第廿「第188条」や「第188条において準用する同令第15条」及び「の決議録」や「及び評議員会の意思の決定を証する書類」に改める。

第三十九号令第廿「第11条」や「第189条において準用する同令第11条」及び「、役員の名簿及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」や「並びに役員及び評議員（会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。）の名簿」に

「11 目的変更に係る理事会の決議録」や「11 目的変更に係る理事会及び評議員会
12 その他知事が必要と認める書類
の意思の決定を証する書類」に改める。

（山梨県県税条例施行規則の一部改正）

第二条 山梨県県税条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。
第二十二条の十二第四号中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県私立学校法等施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、同条の規定による改正後の山梨県私立学校法等施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第五号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三百九十八号の次に次の二号を加える。

三百九十八の二 家畜人工授精講習手数料

三百九十八の三 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番